

◆第2種山陰海岸ジオパークガイド◆



1 第2種山陰海岸ジオパークガイド（以下「2種ガイド」といいます）になるための条件

次の3つの要件を満たす必要があります。

- (1) 申請の時点で1種ガイドであること
- (2) ガイド活動を行っている市町からの推薦を得ること

（複数市町で活動している場合は申請者がいずれか一つを選択）。

※推薦を得るには次の点が審査されます。

- ① 1種ガイドとして観光客にジオサイトを案内するなどの活動実績があること
- ② ジオパーク活動に積極的であること（推進協議会、市町等が主催するジオパーク関連イベントに講師、ガイドとして協力した実績がある等）

※市町：京丹後市、豊岡市、香美町、新温泉町、岩美町、鳥取市をいいます。

- (3) 推進協議会が実施する2種ガイド認定試験（筆記、実技、面接）に合格すること
試験内容の詳細は、推進協議会が別途定めます。

2 2種ガイドに認定されるための手続き

2種ガイドの認定を希望する方は、推進協議会に下記による手続きを行い、2種ガイド認定試験を受けてください。試験の結果が適当と認められる場合、その方を2種ガイドに認定し、推進協議会が2種ガイド認定証を交付します。

【2種ガイドの認定を希望する方へ】

- (1) 2種ガイド推薦書を市町に依頼

2種ガイドの認定を申請するには、事前に市町からの推薦書の添付が必要です。主にガイド活動を行っている市町に、要綱の様式第9号により、2種ガイド推薦依頼書を提出してください。上記1の(2)に掲げる審査基準について、適当と認められる場合、市町は推薦書（要綱の様式第10号）を交付します。

- (2) 2種ガイド認定申請

推進協議会に、下記の書類を提出してください。

<提出書類>

◆要綱の様式第7号：2種ガイド認定申請書

- （添付）① 1種ガイド認定証の写し
② (1)で依頼した市町発行の推薦書（要綱の様式第10号）
③ 顔写真（認定証貼付け用）

申請後、推進協議会から上記1(3)に掲げる試験の詳細について、ご案内します。

3 2種ガイドの紹介

推進協議会ホームページで、ガイドご本人（顔写真付き）と所属される団体を紹介します。



2種ガイド認定証

4 2種ガイドの有効期限

ありません。

ただし、1種ガイドでなくなれば、2種ガイドも自動的に失効します。1種ガイドの有効期限は3年であり、有効期限内に1種ガイドの認定更新が認められれば、同時に2種ガイドの更新も認められます。更新には、1種ガイドの4（3）で定める更新手続きが必要です。

5 2種ガイドの方へ ～推進協議会からのお願い～

- (1) 1種ガイド養成のための講師として講習主催者に推薦することがあります。
- (2) 日本ジオパークネットワークが主催する「日本ジオパークネットワーク全国大会」等、国内外のジオパークイベントで、ガイド事例の発表等をお願いすることがあります。
- (3) 特に複数市町にまたがってガイドができる方には、山陰海岸ジオパーク外からの行政視察等があった時に随行をお願いすることがあります。



本件に関して詳しくは・・・



山陰海岸ジオパーク推進協議会

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町 7-11 兵庫県豊岡総合庁舎内
電話：0796-26-3783 ファクシミリ：0857-26-3785
ホームページ：<http://sanin-geo.jp/>